

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の全部効力停止(6月)について

介護保険法(第84条第1項の規定により、下記の事業者について指定の全部効力の停止(6月)を行いましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 ケア・ネット
- (2) 代表者 代表取締役 石本 充 (いしもと みつる)
- (3) 所在地 大阪府東大阪市高井田元町1-11-25

2 対象事業所

- (1) 名称 ケア・ネット
- (2) 所在地 東大阪市高井田元町1-11-25
- (3) 事業の種類 居宅介護支援
- (4) 指定年月 平成24年11月1日

3 全部効力の停止期間

平成27年5月1日から平成27年10月31日

4 全部効力の停止の理由

- (1) 不正請求(法第84条第1項第6号)  
運営基準減算に該当するにも関わらず、減算せずに介護給付費を不正に請求し受領した。
- (2) 虚偽の報告(法第84条第1項第7号)  
監査実施時に新規指定時から常勤でなかった管理者を常勤であると装うため、当該職員を常勤とする内容の虚偽の雇用契約書を作成し、本市職員に提出した。
- (3) 不正手段による指定(法第84条第1項第9号)  
常勤で勤務する予定がない職員を常勤の管理者兼介護支援専門員として虚偽の勤務予定表を作成し、それを添付した不正な指定申請書により指定を受けた。

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し受領していた介護給付費934,349円を返還させるほか、介護保険法第2条第3項の規定により返還させる額に100分の40を乗じて得た加算額を支払わせる。